

ページ	資料	列	大阪府掲載版	大阪市読み替え
65	10	1	■大阪府循環型社会形成推進条例 大阪府では、府域（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域を除く）の廃棄物排出状況等に鑑み、循環型社会の形成を推進するため、「大阪府循環型社会形成推進条例」を制定しました。 （平成16年1月1日施行） 条例では、産業廃棄物の適正な処理のために次の制度を定めております。 なお、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市においても同様の条例が制定されています（詳細は各市産業廃棄物規制担当課までお問い合わせください）。	■大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例 大阪市では、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進等による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的とし、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を制定しています。 条例では、次のとおり産業廃棄物の適正な処理のための制度があり、大阪府、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市においても同様の条例が制定されています（詳細は各産業廃棄物規制担当課までお問い合わせください）。
65	10	26	府に対し	市は
65	10	29	※保管を行う敷地等の面積が300㎡未満の事業場等は除きます。	※保管を行う敷地等の面積が200㎡未満の事業場等は除きます。
65	10	37	知事は	市長は
65	10	40	知事は	市長は
66	10	2	知事は	市長は
66	10	5	知事は	市長は
67	11	4	大阪府循環型社会形成推進条例（以下、「条例」という。）に基づく届出が必要です。なお、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市で保管を行う場合には、大阪府への届出は不要であり、各市に届出する必要があります。	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（以下、「条例」という。）に基づく届出が必要です。なお、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市で保管を行う場合には、それぞれの行政庁へ、これら以外の市町村の場合には大阪府への届出が必要です。
67	11	33	届出様式のダウンロード先：建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の保管について https://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/sanpai/hokantodokede.html	届出様式のダウンロード先：産業廃棄物関係書類（様式） 産業廃棄物事業場外保管（自家保管）届出関係書類 https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009845.html#H1
67	11	12	産業廃棄物の保管等に関する帳簿の備付け〔条例第17条、第17条の2、第18条〕	産業廃棄物の保管等に関する帳簿の備付け〔条例第23条の2の2〕
68	11	1	産業廃棄物の保管等に関する帳簿の備付け〔条例第20条〕	産業廃棄物の保管等に関する帳簿の備付け〔条例第23条の2の5〕
68	11	9	産業廃棄物の保管等に関する帳簿の備付け〔条例第21条〕	産業廃棄物の保管等に関する帳簿の備付け〔条例第23条の2の6〕
68	11	21	産業廃棄物の保管等に関する帳簿の備付け〔条例第20条〕	産業廃棄物の保管等に関する帳簿の備付け〔条例第23条の2の7〕

ページ	資料	列	大阪府掲載版	大阪市読み替え
68	11	22	知事は	市長は
68	11	25	知事は	市長は
68	11	27	産業廃棄物の保管等に関する帳簿の備付け〔 <u>条例第23条</u> 〕	産業廃棄物の保管等に関する帳簿の備付け〔 <u>条例第23条の2の8</u> 〕
68	11	28	知事は	市長は
68	11	34	※ <u>大阪市</u> 、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域についてはそれぞれ <u>市</u> の条例がありますので、 <u>各市</u> に確認してください。	※ <u>大阪府</u> 、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域についてはそれぞれ条例がありますので、 <u>各産業廃棄物規制担当課</u> に確認してください。
89	21	19	(<u>大阪府循環型社会形成推進条例</u> (※))	(<u>大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例</u> (※))
89	21	枠外	※ <u>大阪市</u> 、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域についてはそれぞれ <u>市</u> の条例がありますので、 <u>各市</u> に確認してください。	※ <u>大阪府</u> 、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市の区域についてはそれぞれ条例がありますので、 <u>各産業廃棄物規制担当課</u> に確認してください。